

9 . 河川管理の現状

榑田川においては、洪水や高潮等による災害の発生を防止し、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全の観点から日々の河川管理を行っている。

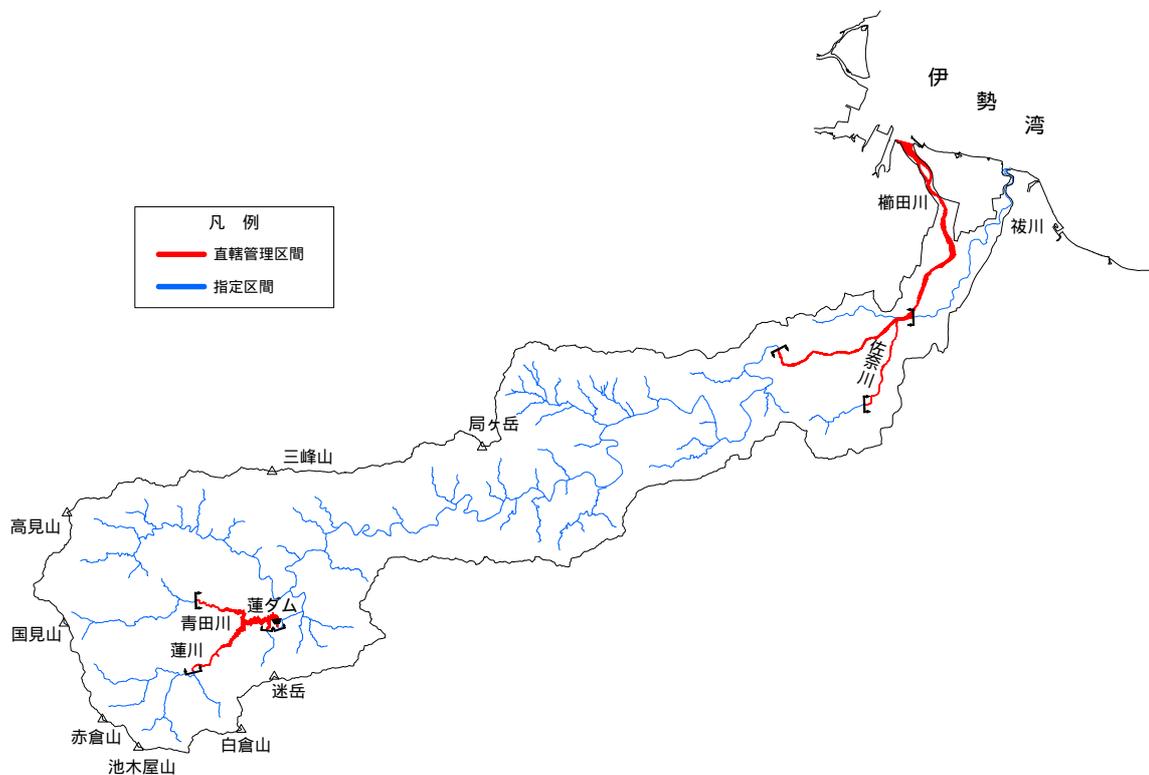


図 9 - 1 榑田川管理区間概要図

表 9 - 1 管理区間延長

管理者	河川名	管理区間延長 (km)
国土交通省	榑田川	18.9
	佐奈川	5.4
	被川	0.1
	蓮川	7.0
	布引谷川*	0.7
	青田川	3.5
	直轄管理区間合計	35.6
三重県	指定区間合計 (67 河川)	202.0
	合計 (68 河川)	237.6

* : 布引谷川は全川直轄河川
【出典：河川便覧H12 年度等】

9 - 1 河川区域の現状

直轄管理区間の河川区域面積は、以下のとおりであり、高水敷は水田、畑等に多く利用されており、高水敷のうち約 85.3% (1,421.0 千 m²) が民有地となっている。

表 9 - 2 直轄管理区間の管理区域面積 (平成 14 年 4 月現在)

	低水路 (1 号地)		堤防敷 (2 号地)		高水敷 (3 号地)		計	
	官有地	民有地	官有地	民有地	官有地	民有地	官有地	民有地
指定 区間外	3,849.0	63.0	748.0	0.0	244.0	1,421.0	4,841.0	1,484.0
計	3,912.0		748.0		1,665.0		6,325.0	

9 - 2 河川管理施設の現状

櫛田川の河川管理施設は、堤防護岸等の他、水門1ヶ所、堰、頭首工8ヶ所、樋門樋管46ヶ所、揚排水機場7ヶ所などがあり、これらの河川管理施設の状況を把握し、適正な処置を講じるため、河川の巡視、点検、補修を行っている。

表9 - 3 直轄管理区間堤防整備状況

直轄管理 区間延長	施行令 2条7号 指定区間	堤 防 延 長						合 計
		定規断 面堤防	暫 定	暫暫定	未施工 区 間	小 計	不 必 要 区 間	
24.4	0.0	17.6	17.3	0.0	11.5	46.4	3.6	50.0
比率 (%)		37.9	37.3	0.0	24.8	100.0	-	-

(平成14年3月31日現在)

表9 - 4 排水樋管等一覧表(直轄管理区間)

種 別	施設別	河 川 名	個所数
水門	直 轄	はらい 被 川	1
	許 可		-
樋門樋管	直 轄	櫛田川 さ 佐奈川	20 10
	許 可	櫛田川(被川を含む) 佐奈川	10 6
揚排水機場	直 轄		-
	許 可	櫛田川	7
堰 (頭首工)	直 轄	櫛田川	1
	許 可	櫛田川 佐奈川	3 4



櫛田川第一頭首工

洪水の安全な流下、下流部のかんがい用水取水、派川被川への分流を調節する兼用工作物



被川水門

派川被川に分流するための水門

9 - 3 許可工作物の現状

櫛田川の許可工作物は、樋門樋管 16 ヶ所、揚排水機場 7 ヶ所、堰 7 ヶ所、伏せ越し 1 ヶ所、橋梁 25 ヶ所の計 56 施設にのぼる（平成 14 年 3 月現在）。

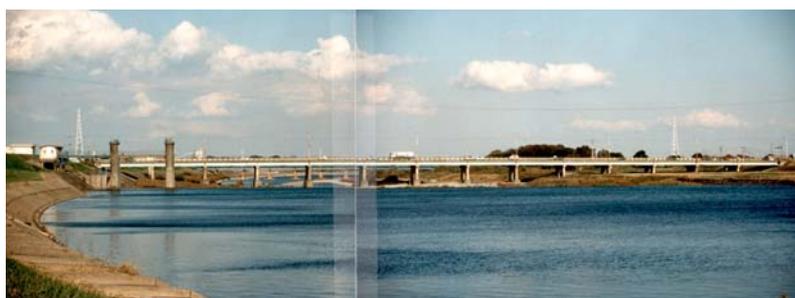
各構造物については、河川管理施設同様の維持管理水準を確保するよう、各施設管理者と協議し、適正な維持管理を行うよう指導している。

表 9 - 5 許可工作物一覧表（大臣管理区間）

施設名	数 量	備 考
樋門・樋管	16	櫛田川 10、 ^き 佐奈川 6
揚排水機場	7	櫛田川 7
堰	7	櫛田川 3、佐奈川 4
伏せ越し	1	佐奈川 1
橋梁	25	櫛田川 12、佐奈川 13



櫛田川第一頭首工



櫛田橋



うおみ
魚見用水樋管

9 - 4 水防体制

(1) 河川情報の概要

橿田川では流域に雨量観測所 10 箇所、水位観測所 9 箇所を設置し、河川管理の重要な情報源となる雨量、流量等の観測を行っている。

これらから得られる情報は、^{はちす}運ダム、橿田可動堰等、河川管理施設の操作、洪水時の水位予測等河川管理上また水防上重要なものであるため、常に最適の状態^{はちす}で観測を行えるよう保守点検・整備を実施している。また必要なデータが迅速かつ正確に得られるよう、光ケーブル等の情報基盤を整備中である。



図 9 - 2 橿田川水系雨量・水位・流量観測所設置位置図

(2) 水防警報の概要

榎田本川において洪水による災害が起こりうる可能性があると認められたときには、水防警報を発令し、水防団や近隣町村の関係機関と協働して洪水被害の軽減に努めるよう、体制を組んでいる。

(3) 洪水予報河川の指定

榎田川では、水防法第 10 条及び気象業務法第 14 条に基づき、平成 9 年度に洪水予報指定河川に指定され、津气象台と共同で洪水予報・警報の発表を行い、周辺の住民への適切な情報提供を実施するようになった。

表 9 - 6 榎田川水防対象観測所

<p>【水防対象観測所】</p> <p>両郡^{りょうぐん}水位観測所〔多気郡^{たき}多気町^{おうが}相可〕</p> <p>危険水位 7.00m 警戒水位 3.50m 指定水位 3.00m</p> <p>榎田橋水位観測所〔松阪市^{まつさか}豊原町^{とよはら}〕</p> <p>危険水位 5.50m 警戒水位 3.50m 指定水位 3.00m</p>
--

9 - 5 危機管理への取り組み

(1) 水防連絡会との連携

櫛田川では、洪水・高潮等による被害の発生を防止または軽減するため、国及び地方自治体の関係機関が連携し、水防活動を迅速かつ円滑に行うため「櫛田川水防連絡会」が結成されている。連絡会では、重要水防箇所等の河川巡視や水防資器材の整備、水防に関わる広報宣伝等を行っている。

表9 - 7 櫛田川水防連絡会の構成機関

機 関 名	
国土交通省	三重河川国道事務所
三重県	県土整備部 松阪地方県民局建設部
松阪市	
多気町	

(2) 渇水調整協議会との連携

櫛田川では、渇水時における水利使用の調整及び円滑なる実施方法について協議することを目的に、関係行政機関による「櫛田川渇水調整協議会」を設置し、調整等を行っている。協議会では、水利使用の調整時期及び方法、水利使用の実態把握、実施及び連絡体制の実施、その他合理的水利使用の推進等を行っている。

表9 - 8 櫛田川渇水調整協議会の構成機関

機 関 名	
国土交通省 中部地方整備局	河川部 三重河川国道事務所 蓮ダム管理所
三重県	地域振興部 農林水産商工部 県土整備部 松阪地方県民局
三重県企業庁	
まつさか 松阪市	
た き 多気町	
中部電力株式会社	
櫛田川 袛川沿岸土地改良区	
たちばい 立梅用水土地改良区	

(3) 水質事故対策の実施

水質事故の実態

櫛田川の近年 10 ヶ年における水質事故の発生状況は表 9 - 9 のとおりである。

櫛田川では、事故による油の流出を中心とした水質事故がしばしば発生している。

表 9 - 9 櫛田川における水質事故の発生状況

年	水質事故の種類		計
	事故による油流出	魚類のへい死	
平成 4 年	0	0	0
平成 5 年	2	0	2
平成 6 年	0	1	1
平成 7 年	0	0	0
平成 8 年	0	1	1
平成 9 年	0	0	0
平成 10 年	1	0	1
平成 11 年	0	0	0
平成 12 年	0	0	0
平成 13 年	2	0	2
合 計	5	2	7

水質汚濁対策連絡協議会との連携

櫛田川では、三重四水共通で河川及び水路に関わる水質汚濁対策に関する各関係機関相互の連絡調整を図ることを目的に、「三重四水系水質汚濁対策連絡協議会」を設置し、水質の監視や水質事故発生防止に努めている。協議会では、水質の常時観測や資料収集、緊急時の連絡調整、水質汚濁対策の推進、水質に関する知識の普及・広報活動等を行っている。

表 9 - 10 三重四水系水質汚濁対策連絡協議会の構成機関（櫛田川関係分）

機 関 名
国土交通省中部地方整備局
中部経済産業局
三重県
松阪市
多気町
めいわ 明和町
いINAN 飯南町
いいたか 飯高町
せいわ 勢和村

(4) 洪水危機管理への取り組み

榎田川では、周辺住民の洪水に対する知識・意識を高めることを目的として、平成 14 年に浸水想定区域の告示、公表を行い、自分の住んでいる地域の洪水氾濫による浸水の可能性と浸水の程度について情報提供を行っている。

今後榎田川では、沿川自治体のハザードマップ作成を支援するなど、関係機関や地元住民等と連携していく。

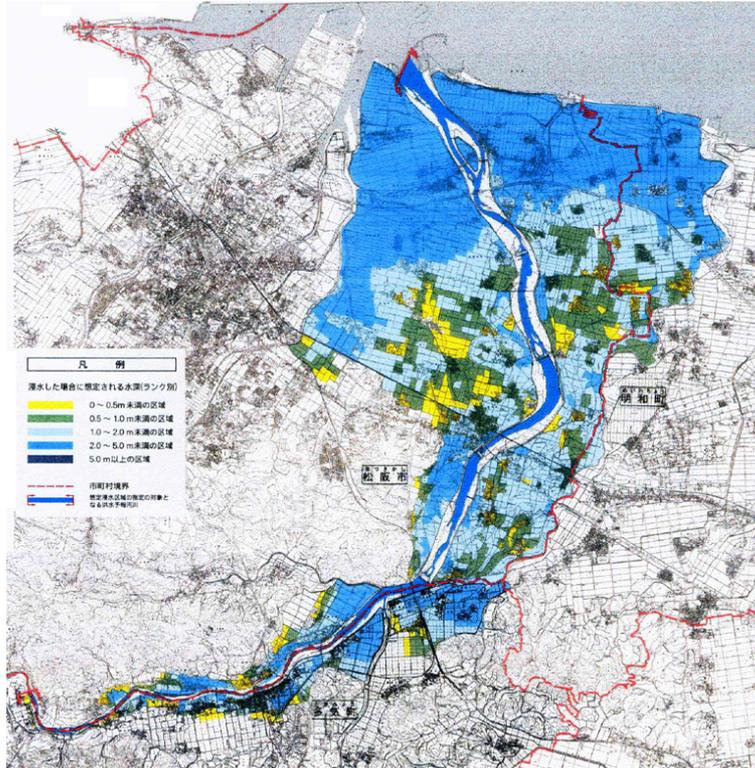


図 9 - 3 榎田川浸水想定区域図

また、想定氾濫区域における面積、人口等は次のとおりである。

表 9 - 1 1 想定氾濫区域の諸元

面積	人口	資産額	出荷額
99km ²	約 7 万人	9,818 億円	2,364 億円

(5) 地震等の対策の取り組み

警戒宣言が発令されたとき、河川管理施設及び許可工作物に関する情報連絡体制を整えるとともに事前点検及び資機材配備等の確認を行い、地震発生時における敏速且つ確実な災害応急対策のための準備を計る。

9 - 6 地域との連携

榎田川は、釣り場・キャンプ場等のレクリエーション施設が数多くみられ、鮎釣り大会等の各種イベントを通じて水と緑のオープンスペースとして地域住民のいこいの場として利用されている。

佐奈川の榎田川合流点右岸では、多気町と連携し「桜つつみモデル事業」を整備しパターゴルフ等の公園として住民に利用されている。

また、榎田川を含む河川、海岸の環境保全の取り組みとして、地域住民と協働管理を目指す「川と海のクリーン大作戦」を実施している。

一方、三重県もあたらしい三重づくりの一翼を担うものとして「^{まつさか}松阪・^{きせい}紀勢生活創造圏づくり」を位置づけ、「榎田川を軸にしたまちづくり」をテーマに榎田川流域の自治体、住民等が協働プロジェクトを考え実施していくため榎田川流域圏部会が設置され、暮らしの中で榎田川流域に日頃感じていることなどの情報を集めた「ガリバー地図づくり」や榎田川流域圏民だけでなく、榎田川の水を飲む人々が、榎田川に親しみ、環境をともに考え、行動の機会をつくり、広域連携意識の醸成を図ることを目指した「榎田川デー」に代表されるイベント等を開催している。

「榎田川デー」では、河川管理者も参加し清掃活動や榎田川を考えるセミナー等が開催されている。今後、榎田川の川づくりを進めて行くに当たっては、このような流域のまちづくり事業と連携し、河川に関する情報を幅広く地域住民に提供するとともに双方向のコミュニケーションの確率を図り、地域と一体となった河川管理をさらに進めていくものとする。



川と海のクリーン大作戦